

要介護状態に関する第三者による申立書

この書面は、申立人（第三者）がご記入ください。白い欄にご記入いただきます。

申立日： 年 月 日

様 （申出者の勤務先事業者名）

1 申立人 この書面を作成する方

申立人氏名	㊞（押印は任意）
申立人所属先・肩書	
申立人と申出者（労働者） または対象家族との関係	（例：教員、スクールカウンセラー、医師、支援者、同僚、知人 など）
連絡先（電話・メール）	

2 介護休業申出者・対象家族

介護休業申出者の氏名	
対象家族の氏名	
対象家族と申出者との続柄	子 ・ その他（ ）
申立人が対象家族の状態を 把握している期間	年 月頃 から ☐ 現在も継続している

私（申立人）は、面談、相談、診療、または日頃の関わり等を通じて把握している状況に基づき、対象家族の状態を下記のとおり確認したため、当該対象家族が要介護状態にあることを申し立てます。

※本書は申立人が把握した事実に基づく申立てであり、医学的診断又は法的該当性の最終判断を行うものではありません。

※ご記入は、申立人が把握されている範囲で差し支えありません。判断が難しい項目は空欄で結構です。

記

3 対象家族の状態 該当する番号の□に✓を付してください

対象家族の状態	該当するものに○
【意思の伝達】 例) 強い対人恐怖があり、親以外との意思疎通ができない	☐ 1. できる ☐ 2. ときどきできない ☐ 3. できない
【危険回避ができないことがある】 例) 外出すると戻れないことがある 例) 日常生活において危険を適切に認識し、自ら回避できないことがある	☐ 1. ない ☐ 2. ときどきある ☐ 3. ほとんど毎回ある
【物を壊したり衣服を破くことがある】 例) 周囲の見守りなしでは自傷行為を行うことがある ※3の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む	☐ 1. ない ☐ 2. ときどきある ☐ 3. ほとんど毎日ある
【認知・行動上の課題がある】 例) 急な予定変更や環境変化などにより強い不安や混乱が生じ、日常生活に支障が生じることがある 例) 特定の手順や習慣への強いこだわりにより、日常生活に支障が生じることがある	☐ 1. ない ☐ 2. ときどきある ☐ 3. ほとんど毎日ある
【日常の意思決定】 例) 登校の可否や治療方針など、二択の問いかけであっても自らの判断を示せないことがある	☐ 1. できる ☐ 2. 本人に関する重要な意思決定はできない ☐ 3. ほとんどできない

※ 判断基準の考え方は次ページの〈参考〉をご覧ください。

〈参考〉「常時介護を必要とする状態」の判断基準について

判断基準の項目のうち「2」が2つ以上または「3」が1つ以上に該当し、かつ、その状態が2週間以上の期間にわたり継続すると認められる場合、「常時介護を必要とする状態」に該当する可能性があります。ただし、判断基準に厳密にとらわれすぎて介護休業の取得が制限されないよう、個別の事情に応じた適切な対応を国は求めています。

年齢相応の身の回りのお世話（通常の育児）は介護が必要な状態の判断に含みません。心身の不調や障害などにより、日常生活でどの程度の見守りや支援が必要になっているかを基準にお選びください。

前ページに掲げたもののほかにも判断項目があります。厚生労働省の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」では、次のような項目が例示されています。判断基準の詳細は厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

「座位保持」「歩行」「移乗」「水分・食事摂取」「排泄」「衣類の着脱」「意思の伝達」「外出すると戻れない」「物を壊したり、衣類を破いたりすることがある」「周囲の者が対応しなければならないほどの物忘れがある」「医薬品等の使用・管理」「日常の意思決定」

4 そのほか、常時介護が必要だと思われる状態について 任意

（ご自由にご記入ください）

5 意見・補足事項 任意

学校での出欠状況、相談内容、面談で確認した課題など

（ご自由にご記入ください）

以 上

※ 要介護状態の確認にあたって、事業主の皆さまへのお願い

- 事業主は、法定要件を満たす労働者から介護休業の申出があった場合は、当該申出を拒むことができません（育児・介護休業法第12条）。
- 事業主は、要介護状態にあること等を証明するための書類の提出を求めることはできますが、証明書類の提出がないことのみをもって、介護休業の申出を認めない取扱いをすることはできません。
- 事業主が要介護状態を確認する際は、過大な負担が申出者にかからないよう、申出者が提出できる範囲の資料を用いることとされています。
- 本書面には、対象家族の状況に関する機微な情報が含まれます。取得の目的の範囲内でご利用いただき、お取扱いには十分ご配慮くださいますようお願いいたします。

※ なお、厚生労働省ホームページの「よくあるお問い合わせ（事業主の方へ）」もご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/otoiawase_jigyousya.html